

子ども交通安全教室と映画会を開催

鴻巣市交通安全母の会では、子どもたちが交通事故にあわないように、交通安全教室を開催します。また、この教室にあわせて、映画鑑賞会も開催しますので、夏休みを安全に過ごせるように、ぜひご参加ください。

とき・ところ／右表のとおり

対象／市内在住の12歳以下の方 ※未就学児

は保護者同伴

費用／無料

申込み／不要

問い合わせ／道路課交通担当（内線446）



とき	ところ
7月21日(休)	総合体育館会議室
7月22日(金)	鴻巣児童センター体育室
7月25日(月)	総合福祉センター生涯学習室
7月26日(火)	常光公民館視聴覚室
7月28日(休)	田間宮生涯学習センター生涯学習室A・B
7月29日(金)	吹上生涯学習センターホール
8月1日(月)	川里生涯学習センター視聴覚室
8月2日(火)	箕田小学校音楽室
8月3日(水)	笠原公民館視聴覚室
8月4日(休)	本町コミュニティセンター集会室
8月5日(金)	あたご公民館会議室
8月8日(月)	下忍小学校図書室
8月9日(火)	箕田公民館視聴覚室
8月10日(水)	市民センター集会室
8月12日(金)	小谷小学校体育室

交通事故被害者のご家族へ援護金を給付

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

対象／平成27年4月1日以降に交通遺児等となった
県内在住の18歳以下の方

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で、保護者の一方又は双方が、交通事故（陸・海・空全ての交通事故が対象）により、死亡又は重い障がいを負った方のことです

給付額／子ども1人につき10万円（1回のみ）

給付時期／平成28年11月又は平成29年5月

提出期限／平成28年11月給付分＝8月31日(水)、平成29年5月給付分＝平成29年2月28日(火)

申込み／道路課、学校支援課、各小・中学校に備えの申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送でみずほ信託銀行浦和支店（〒330-0063さいたま市浦和区高砂2-6-18）

問い合わせ／県防犯・交通安全課（☎048-830-2958）

国民年金保険料の納付が困難な時は申請手続きを

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

今年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、平成28年7月分～平成29年6月分までの期間を対象として、平成27年分の所得により審査します。

学生の場合、本人の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用していただくことになります。

申込み／国保年金課年金担当・両支所福祉グループ

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048-652-3399）・市国保年金課年金担当（内線2437）

■免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額又は一部免除となります。一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

■納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外です)。